

各事項の市の基本的な考え方

① **適正な学校規模** [※資料P19「学校規模によるメリット・デメリット（例）」参照]

小規模校には、きめ細かな指導が行いやすく、意見や発表できる機会が多い、異年齢の学習活動が組みやすい、地域の協力が得やすいなどのメリットがあります。その反面、学校行事や児童会活動、同学年での多様な学習活動の展開に制約が生じる場合があるというデメリットがあります。

大規模校には、切磋琢磨する機会が増え、良い意味での競争心や向上心が育つ、人間関係の固定化を防ぐとともにコミュニケーション能力が育つなどのメリットがある反面、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合や、きめ細やかな指導を行うことが困難な場合もあるというデメリットがあるとされています。

このように小規模校、大規模校それぞれにメリット、デメリットはがあると認識しておりますが、これからの不透明な社会を生き抜く力を育むためには、一定規模の児童の集団の中で切磋琢磨する環境がより求められていると考えております。

② **教育環境（ひと・もの・こと）**

教育環境とは「ひと・もの・こと」であると考えています。

「ひと」とは、端的に言えば「子どもの数と教職員の数」を指しています。子どもの数は、教育活動が充実するという観点から見れば、多くても少なくても、メリット・デメリット両面あるものと考えています。ただ、これからの時代を生きる子どもたちにとっては、ある程度の規模の集団の中で学習を行った方がいいのではないかと考えています。また教職員の数については、1学年が複数クラスであって、担任同士が教材の研究などを行える方が教員の力量向上が図られ、結果として子ども達にとって好影響をもたらすことに繋がるものと考えています。

次に、「もの」ですが、代表するのが校舎となります。現在の筑後市の学校のほとんどが改築や改修の時期を迎えています。現状として子ども達に不便な思いをさせていることも事実です。特に老朽化が著しく、早急な整備が必要となっている水田小学校の学校施設の改善を図ることも今回の再編の大きな目的です。

最後に、「こと」ですが、「こと」とは、地域の伝統や文化などを意味します。それぞれの小学校区が持つそれぞれの地域文化を一つの地域文化として学ぶことにより、子ども達が筑後のよさを実感する機会が増加し、筑後を誇りに思う子どもが増えることに繋がるものと考えます。

③ **新設する学校**

現水田小学校及び水田コミュニティセンターまたは筑後中学校隣接地に設置する新小学校の校舎は新築となります。新築する校舎の建設にあたっては、タブレット端末や電子黒板等のデジタル機器を活用したICT教育や英語教育の推進等、今後の教育内容の変化に十分対応できる環境を整備する設計とします。また、教室の広さやトイレ整備などにも配慮し、快適な学校生活を送れる空間を創出していきます。

現水田小学校及び水田コミュニティセンターに設置する新小学校はコミュニティ施設を併設する構想も持っています。コミュニティ施設を活かした高齢者等とのふれあいなど福祉

教育の充実を図りたいと考えています。

現水洗小に設置する新小学校の校舎は改修の方向で考えています。改修にあたっては校舎内のレイアウト等の工夫によって、できる限り教育環境を向上させることができるよう努めて参ります。

保護者や地域の皆様からのご意見も伺いながら、より魅力ある学校を創っていきます。

④ **通学支援（スクールバス）**

再編により通学に大きな負担がかかることになる児童には、スクールバスを準備いたします。

現在、筑後市の小学校では通学距離が 2.5 km以上の地域も数か所あることを考慮し、現段階では、通学距離が直線距離で概ね 2 km以上になる行政区に住む児童を対象とすることが適当であると考えています。

バス停については、1行政区に1ヶ所もしくは複数行政区に1ヶ所の設定を考えておりますが、対象児童やバス停の場所、運行コースなど具体的なことは、新しい学校づくりを協議する機関に保護者や地域の方など地域の事情に精通しておられる方々にもご参画いただく中で、地域実情に合ったより良い方法を検討していただきたいと思います。

なお、スクールバス利用に自己負担は求めません。

また、徒歩通学、スクールバス利用、それぞれに安全対策は必要であると考えています。幸い、筑後市では登下校の見守り活動に地域の方々から熱心に取り組んでいただいております。スクールバスを導入する際には、同様にバス停での乗降のお手伝いを地域の方々をお願いできればと考えております。

⑤ **通学路の安全対策**

通学路の安全対策は、新小学校の場所が決まらなければ、通学路自体が確定しないため、新小学校の場所が決定された後に通学路の危険箇所を把握し、国県等の道路管理者や警察、保護者、学校、教育委員会あるいは保護者や地域の代表者等と協議の上、新小学校開校までに安全対策に努めます。

また、現水田小学校及び水田コミュニティセンター敷地に設置する新設校では、現水田小学校前の道路が狭く危険なのではないかと心配の声もお聞きしていますが、主たる学校の出入口を県道柳川筑後線側にすることで危険度は低くなると考えています。

⑥ **特別許可区域**

通学区域は地域コミュニティの基本である行政区ごとが基本であるべきとの考えから、特別許可区域を積極的に拡大していくことは考えておりません。

学校再編に伴い隣接の小学校が近い地域も出てきますが、通学距離が長くなる地域にはスクールバスの利用をしていただく予定ですので、通学距離で特別許可区域を作る必要はないと考えています。

いずれにしても、特別許可区域については、再編案の枠組みが決定した後に既存の分も含めて整理していきたいと考えています。

⑦ **跡地利用**

再編後の小学校跡地の利用方法は、具体的な再編の枠組みが決まった後に検討していきたいと考えています。普通財産として売却することが原則となりますが、企業誘致、宅地造成用地など、極力地域の活性化に寄与する用途として売却することを検討していきます。

水田コミュニティセンター敷地を全部学校施設に使う場合は、コミセン機能の一部の移転先の候補となるとは考えています。

なお、地元から跡地利用について提案があれば実現性などを検討し、可能な限り尊重したいと考えています。その中で、地域の総意としての要望があればお聞きし、その地域や市全体にとって有効な活用法を考えていきます。

⑧ **再編準備委員会（仮称）**

新小学校開校に当たっては、新小学校の名称や校歌、校訓、通学路の安全対策やスクールバスの運行、教育目標や学校運営方針、旧校舎や跡地の活用など検討すべきことはたくさんあります。

PTA、地域の代表、教職員等に入っただく組織を設置することで、多くの方の意見を反映させていきたいと考えています。

開校の2～3年前の時期に設置して検討を始めていきたいと考えています。

⑨ **学童保育所**

新設校の学童保育所は、基本的には学校敷地内（校舎の隣接地など）での新設実施を考えています。しかしながら、運営主体や保護者の皆様から、現在の施設での実施などのご意向があれば、協議の場を持ちながら各学童保育所の現状を踏まえ、検討していきたいと考えています。

再編にあたって、待機児童が生じないように十分な対応をしたいと考えています。

また、帰りは、スクールバスの対象児童であっても自宅までは送れないことを考えると、これまで通り保護者のお迎えが原則だと考えています。

⑩ **地域の衰退・活性化**

現在住んでいる人ばかりでなく、筑後市への移住を考える人にとって、新設校は魅力的だと思われます。近くに学校がなくても、新設校にスクールバスで安全に通学できることはメリットと言えます。下妻、古島、古川小校区への移住者が減少する（人口減少が加速する）とは一概には言えないと考えています。

今回の小学校再編の提案に伴い、大牟田市（H31年3月視察。大牟田中央小学校。2校再編。H28年4月開校）や飯塚市（H31年2月視察。小中一貫校幸袋校。2小学校、1中学校再編。H29年4月開校）の平野部の先進事例の視察を行いました。その中で、再編により小学校がなくなった校区から「再編で地域がさびれた」といった声は聴かれていないとの話を伺いました。

地域により様々な状況がありますが、山間部とは違い、平野部における再編においては、小学校がなくなることで、地域に活気がなくなるとは、一概には言えないと考えています。

また、全国には、地域が中心となって学校統廃合への対応策を検討している事例もあります。今回の再編をひとつのきっかけとして、これまでの地域としての取り組みの検証や、今後の活性化に向けた検討を行っていただければと考えています。

⑪ **校区コミュニティ**

組織の範囲は校区が基本ですが、当面は現行の組織のままというのが現実的であると思われます。しかしながら、組織のあり方は、地域の意志で決定していくべきものであると考えています。地域の皆様には、新たな小学校においても、新たな形で引き続き児童を地域の子どもとして一緒に育てていただきたいと考えておりますので、再編の枠組みが決まった後、各

校区コミュニティ協議会との個別協議に加え、該当校区コミュニティ協議会の代表(会長、事務局長等)を集めての協議の場を設定したいと考えています。

協議の中で、コミュニティ協議会統合の意思が示されれば、市としても調整役としての役割を担いたいと考えています。

⑫ **人口対策**

市南部にはこれまでも人口対策のための施策を含め、様々な事業を実施してきましたが、人口増という点での大きな効果は得られていないのが現状です。

我が国は、(2015 国勢調査人口から)2065 年に 4,000 万人程度、2100 年には 6,800 万人程度の人口を失うと推計されており、世界中でどの国も経験したことのないような急激な人口減少社会に突入しています。筑後市においても(2018 年 3 月の最新推計では、2015 国勢調査人口から)2045 年には 5,700 人程度の人口が減ると推計されています。

また、市南部の土地利用については、農地法や、将来的には事業完了が想定されるものの筑後川下流域農業開発事業などで農地の転用が制限されており、都市計画による用途地域指定による宅地化の手法も容易ではない状況です。

以上のように、全国的な人口減少、土地利用計画上の制約を考慮すると、一部を除けば市南部の人口を増やすことは現実的に容易ではないと判断しています。